

様式第 2

処 分 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第1項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累積点数、前歴の回数及び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課指導取締係（電話059-222-0110）
備 考：

別紙

処分量定の基準

前 歴	累積点数	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
	車種				
な し	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三 回	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

- (注) 1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引<sup>けん</sup>車をいう。
- 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。